

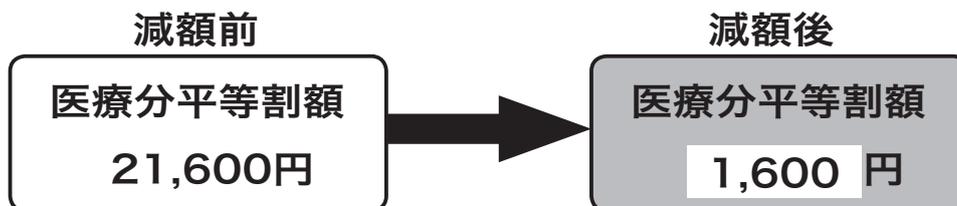
新型コロナウイルス感染症 町独自支援

令和2年度 国民健康保険税を減額いたします

町では、新型コロナウイルス感染症の影響による家庭負担の軽減を図るため、令和2年度国民健康保険税の医療分平等割額について**最大2万円**を減額します。なお、申請手続きの必要はありません。

【減額対象となる方】

鶴田町の国民健康保険に加入している世帯



※低所得者に係る軽減措置を受けている場合は、減税後の額から軽減割合に応じて減額します。

■問い合わせ先

税務会計課 税務相談班 TEL：0173（22）2111（内線122）

新型コロナウイルス感染症 国財政支援

国民健康保険税の減免について【要申請】

新型コロナウイルス感染症の影響により次の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免されます。減免を受けるためには申請手続きが必要となります。

7月上旬送付予定の納税通知書に同封のチラシをご確認の上、税務会計課までお手続きをお願いいたします。

【減免対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
→保険税を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる方
→保険税の一部を免除

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて3割以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

【減免対象となる保険税】

令和元年度分および令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

■問い合わせ先

税務会計課 税務相談班 TEL：0173（22）2111（内線122）